

## 一斉休憩の適用除外に関する労使協定書

株式会社トゥエンティーフォーセブンと社員代表 藤田まり子 は、一斉休憩の適用除外に関し、次のとおり協定する。

(適用範囲)

第1条 各事業所に従事する社員、契約社員、アルバイトについては、就業時間の途中で休憩時間を与えるものとする。

(休憩時間)

第2条 休憩時間は就業規則または個別労働契約書のとおりとする。

(特例)

第3条 外勤等のため、本人のシフトで当初設定されている時間帯に休憩時間を取得できない場合には、所属長が事前に指定し、時間帯を決定する。

(施行日)

第4条 本協定は、2018年12月1日より施行する。この協定の有効期間は、施行日から1年間とする。ただし、有効期間満了の1ヶ月前までに、協定当事者のいずれからも改定又は廃止の意思表示がないときには、更に1年間有効期間を延長するものとし、それ以降も同様とする。

平成 30年 11月 19日

株式会社トゥエンティーフォーセブン  
代表取締役社長 小島 礼大 印

事業所名  
株式会社トゥエンティーフォーセブン  
社員代表 藤田まり子 印